

福岡県田川地区消防組合管理職員特別勤務手当の支給に関する規則

〔平成3年12月27日〕
組合規則第7号

改正 平成10年3月17日組合規則第3号 平成15年4月1日組合規則第6号

（目的）

第1条 この規則は、福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（昭和56年条例第1号。以下「条例」という。）第23条の2第3項の規定に基づく、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理職員特別勤務手当の額等）

第2条 条例第23条の2第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 課長職以上 6,000円
- (2) 課長補佐職 4,000円

2 条例第23条の2第2項ただし書きの規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

（勤務実績簿等）

第3条 管理者（その委任を受けた者を含む。）は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

（雑則）

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年組合規則第3号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年組合規則第6号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。